

平成21年度第3回

帯広市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成22年2月3日（水）
午後6時30分～
場所 市役所10階第6会議室

出席委員（10名）

被保険者を代表する委員

神田 委員

八代 委員

保険医又は薬剤師を代表する委員

堀 委員

前田 委員

渡邊 委員

公益を代表する委員

鎌田 委員

斎藤 委員

村中 委員

笹川 委員

被用者保険等を代表する委員

政也 委員

帯広市（10名）

佐藤 市民環境部長

山口 企画調整監

小田原 国保課長

相馬 収納対策担当課長

森山 課長補佐（管理係担当）

田中 課長補佐（給付係担当）

中橋 収納対策担当課長補佐

小関 管理係長

小笠原 保険料係長

藤原 管理係主任

事務局 ただいまから、平成21年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

会長 皆さん、お晩でございます。本日は、公私ともども、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
はじめに、市長からご挨拶をいただきます。

市長 皆さんお晩でございます。本日は、お忙しい中、夜分足元の悪い中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に当りまして、一言ご挨拶申し上げます。
委員の皆様には日ごろから国保の運営はもとより、市政全般にわたりご協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、国保を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、低迷する経済情勢などから大変厳しい状況が続いており、引き続き厳しい国保運営となっております。

また、滞納者対策のため収納体制の強化をして参りましたが、今後とも、改善や工夫を加えながら、医療費の適正化や保険料の収納率向上のため、さらなる努力をまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、国保が「国民皆保険制度」の一環として安定的・持続的な運営ができるよう努めてまいりたいと思います。

本日は、国民健康保険料の医療保険分賦課限度額及び後期高齢者支援金分賦課限度額の改定について諮問させていただくほか、平成22年度の国保会計の予算案の概要につきまして、ご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、協議会開催に当たり、ご挨拶とさせていただきます。

会長 ありがとうございました。次に出席の確認をさせていただきます。委員、委員、委員から本日会議に欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。まだ、委員がお見えになっておりませんが、後にお見えになると思います。次に、議事録署名委員として委員及び委員を指名します。よろしくお

願います。

なお、市長におかれましては、あらかじめ次の日程を伺っておりますのでどうぞ退席ください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、平成 21 年度第 2 回国保運営協議会議事録について確認といたします。訂正箇所などありますか。

(なしとの声)

無しとのことですので、本議事録の通り市のホームページにて公開することになります。

はじめに(1) 諮問事項について議題とします。

平成 22 年度国民健康保険、医療保険分及び後期高齢者支援金分賦課限度額について事務局から説明をお願いします。

事務局

諮問事項に入る前にお手元にあります「目で見える国保会計の実態」について説明いたします。

1 ページをお開きください。国保会計の状況は、被保険者は、高齢者、失業者、定職につかない若年層のフリーターやニートなどの低所得階層の割合が多く、世帯総所得額が年々低下しているなど財政基盤が脆弱なっております。一方、医療技術の高度化・被保険者の高齢化等と相まって医療費は年々増加している状況にあります。このような中で、平成 20 年度末の累積赤字が 232,911 千円となっており、さらに平成 21 年度は新型インフルエンザが発生するなど国保財政はますます厳しい状況におかれています。単年度黒字化、累積赤字の解消に向け収納率の向上・医療費適正化による財政健全化に取り組んでいくものです。

左上の「年度別年齢階層別国保被保険者割合」は国保加入者の年齢別割合を示すもので、平成 18 年度において 60～74 歳までの割合が 41%でしたが、平成 24 年度は 47%まで増加するものと見込まれます。

左下の「所得階層別世帯数(平成 20 年度)」は 0 円から 200 万以下の世帯が 88%を占めており、400 万円を超える世帯は 4%となっております。

右上の「世帯総所得・医療費総額」は平成 16 年に 1,452 千円であった世帯総所得が平成 20 年には 1,239 千円に低下しております。一方、総医療費は平成 16 年の 113 億 3700 万円から平成 20 年は 133 億 8800 万円と 1.18 倍の伸びを示し

ております。

右中の「年度別一人当たり調定額・医療費」は一人当たり調定額は平成16年の89,092円から概ね横ばいですが、一人当たり医療費は平成16年の256,857円から平成20年は286,959円と1.11倍の伸びを示しております。

右下の「年齢別医療費総額・一人当たり医療費（平成20年度5月分診療分）は北海道国保連合会の診療費のデータを年代別に分類したもので、平成20年5月分診療総額（851,175千円）のうち、60歳以上74歳までが64%、40歳～59歳までが23%、20歳～39歳までが8%、0歳～19歳までが5%で、一人当たり医療費は60歳以上74歳が平均27,327円、40歳～59歳が平均16,836円、20歳～39歳が平均8,121円、0歳～19歳が平均6,410千円となっております。

次に2ページをお開きください。このグラフは年齢階層別の入院と外来の受診率を示しております。入院受診率、外来受診率との年齢に比例して上昇しております。入院・外来とも40歳を過ぎてから受診率が上昇しております。一人当たりの医療費も、40歳では1万4千円であったものが、74歳では3万6千円と約2.5倍と年齢に比例して上昇しております。

次に3ページをお開きください。このグラフは通院治療した疾患のうち年齢階層別の疾患割合を表しております。

呼吸器系疾患・感染症は加齢に伴い減少していくのに対し、循環器系と内分泌疾患が40歳台に入ると大幅に増加しております。消化器系疾患は26歳から40歳をピークに徐々に減少しています。このように20～30歳代は胃腸や肝臓などの消化器系疾患に注意が必要であり、40歳以降の生活習慣病の罹患を防ぐためにも、若年期からの予防が必要と考えられます。以上が説明です。

続きまして、諮問事項の賦課限度額について、ご説明いたします。議案の1ページをお開きください。

国民健康保険の保険料は、3つの区分に分かれておりまして、1つは国民健康保険の医療給付などに充てられる「医療保険分」、2つ目が後期高齢者医療保険制度に対し現役世代からの支援金として充てられる「後期高齢者支援金分」、3つ目が40～65歳までの介護保険第2号被保険者分保険料として介護保険に納付する「介護納付金分」、この3つに分かれておりまして、それぞれの区分ごとに料率と賦課限度額が定められております。

今回の諮問は、3つの区分のうちの「医療保険分」と「後期高齢者支援金分」の賦課限度額、つまり、料金計算をする際の最高限度額を改定しようとするものであります。

まず、①医療保険分の賦課限度額であります。現在45万円の限度額を3万円増額させて頂き、48万円とするものであります。22年度から政令改正により医療保険分の法定限度額は47万円から50万円に改定されますので、改定後も今年度と同様に、2万円の開きがあるということになります。

次に、②後期高齢者支援金分の賦課限度額の改定であります。現在の限度額は法定限度額と同じ12万円ですが、政令改正により法定限度額が1万円増額され、13万円となることから、これに合わせ、本市の限度額も13万円に改定しようとするものであります。

賦課限度額の改定は、一定程度所得のある世帯に応分の負担をいただく事で、その分中間所得層や低所得層など限度額に届かない世帯の負担軽減につながり、被保険者間の均衡を図る観点で実施させていただくもので、平成22年4月1日からの適用を予定しています。

なお、右下の表にまとめてありますとおり、22年度の賦課限度額は、医療保険分で48万円、後期高齢者支援金分で13万円、介護納付金分で10万円、合計71万円で、法定限度額の合計額73万円と2万円の開きがあります。

また、21年度との違いでは、医療保険分で3万円、後期高齢者支援金分で1万円、合計4万円の増額となります。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長 ただいま、事務局より諮問事項について説明がありましたが、質問・意見などありませんか。

委員 賦課限度額改定に伴う影響世帯数は。

事務局 医療分賦課限度額を現在の45万円から48万円に改定することに伴う影響世帯は928世帯、後期高齢者支援金分を現行の12万円から13万円に改定することに伴う影響世帯は963世帯と把握しております。

- 委員 改定に伴う影響世帯数の占める割合は
- 事務局 改定に伴い影響を受ける世帯は約 3.5 パーセントと把握しております。
- 委員 他都市の改定の状況は。
- 事務局 今現在の道内主要 10 都市の改定状況ですが、改定する都市は札幌市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、函館市、小樽市の 8 市で、改定しない都市は苫小牧市、江別市の 2 市です。なお、改定市の中で、法定賦課限度額まで改定する市は札幌市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市の 5 市となります。
- 事務局 帯広市の改定の状況ですが、法定限度額までには達するには若干、遅れて改定しております。平成 21 年度に医療分で 2 万円改定し、45 万となっており、法定限度額の 47 万に 2 万円の開きがあります。平成 22 年度は法定限度額が医療分、後期分と併せて 4 万円の改定となり、つみ残し分の 2 万円と併せると法定賦課限度額に改定となりますと 6 万円の増が必要となります。
- 従来から、法定賦課限度額に遅れて改定きた経過がありますことから、2 万円の開きを残し諮問のとおり改定させていただきたい。
- 会長 賦課限度額については、協会けんぽの 82 万円にここ何年かで近づくよう改定しようとする厚生労働省の考えがあるようだが。平成 23 年以後の見通しについては。
- 事務局 協会けんぽの賦課限度額は 82 万円で、厚生労働省も国民健康保険の法定賦課限度額を 6 年程度で協会けんぽに近づける意向であり、賦課限度額の改定は中間低所得層の負担の軽減に結びつく考えであります。
- 昨年 8 月の道厚生局との打合せの中でも、法定賦課限度額に改定するよう指導があり、法定賦課限度額の今後の推移については、上り基調ではありますが、その動きが具体的ではありません。改定しなければ、法定賦課限度額と乖離することとなることから、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

- 会長 委員、なにか意見などありますか。(特になし)
- 会長 委員、なにか意見などありませんか。(特になし)
- 委員 賦課限度額改定に伴い、増となった分の保険料は。
- 事務局 中間所得者の負担軽減につながりますが、医療費の増が、賦課限度額改定に伴う保険料の増を吸収していきます。
- 委員 低所得者の負担軽減となりますか。
- 事務局 所得割が0円の世帯については、軽減となりませせん。
- 会長 賦課限度額改定に伴い、医療分と後期高齢者支援金の併せて4万の改定となります。この件について他になにかありませんか。ないようですので、諮問案のとおり承認することとしたいと思います。よろしいか。お諮りします。(異議なしの声)
- 会長 異議なしの声ですので、諮問案につきましては、諮問案のとおり答申します。
- 会長 次に平成22年度国民健康保険会計予算(案)について事務局から説明します。
- 事務局 平成22年度国民健康保険会計予算(案)についてご説明いたします。議案書は2ページからになります。
- 平成22年度の国保会計の予算要求の基本的な考え方ですが、まず、平成21年度、今年度の状況であります。なかなか明るさが見えない長引く景気の低迷ですとか、確実に進む少子高齢化の中で、我々としては昨年決算で大きく落ち込んだ収納率の向上を図るなど、健全経営のために日々努力しておりますが、如何せん医療技術の進歩・高度化、被保険者の高齢化に伴います医療費の伸びなどにより、当初予算で想定した保険給付費では不足することが予想されておまして、3月議会において補正予算で不足する医療費を追加しなければならない状況となっております。ご承知のとおり国保は、被保険者が本人の意思で病院等にかかり、医療機関からその分の請求があれば払わざるを得ませんので、我々の経営努力が及ばない部分というところですが、いずれにし

でも、財政的には非常に厳しい状態で、平成 20 年度末の累積赤字額が 2 億 3,291 万円ありますが、これがかなり大きく増えてしまうと懸念されているところです。

こうした状況の中で、平成22年度の予算編成を行わなければならない訳ですが、厳しさを増す経済状況を反映し、大変厳しい中での国保運営が強いられることが予想されます。1つは、平成 20 年度から医療保険者の義務として実施しております特定健診・特定保健指導を強化していくことや、「国保のしおり」などにも掲載させていただきましたがジェネリック医薬品の周知などを通じて、医療費の適正化、つまり医療費がかかり過ぎないようにする取り組みを図っていかねばならないと考えています。また、これと同時に、歳入の確保を図る意味でも保険料の徴収体制の強化により収納率の向上に努めて参ります。一方で国保加入者の大半を占める低所得者に配慮し、一般会計からの繰入れを行うことで、保険料の上昇率を少しでも抑制して行きたいと考えています。また、国民皆保険の一翼を担うセーフティーネットでもある国保財政健全化のため、累積赤字解消に向けた具体的な取り組みを予定しています。

次に3ページをお開き願います。

収納率、所得の推移等でございますが、簡単に説明させて戴きます。

最初に収納率についてであります。このグラフに一部訂正があります。21 年度の収納率が 87.10%となっておりますが正しくは 87.48%、22 年度が 87.20%となっておりますが 87.81%の間違いですので訂正をお願いします。現年度分全体で表すところを医療保険分だけを表示してしまいました。17、18 年度と徴収率が上昇して参りましたが、19 年度決算では、87.34%と前年度を下回り、20 度につきましては 85.05%と大きく落ち込みました。今年度は 1 月末時点で、前年実績を 1.4 ポイント上回っていますが予算で掲げた 87.48%の達成は、更なる努力が必要な状況となっております。

次に収入から所得控除し、さらに国保の基準控除 33 万円を差し引いた1世帯当たりの基準総所得の推移であります。所得の低下傾向はずっと続いており、22 年度も厳しい状況にあります。

加入者数につきましては、20 年度に 75 歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、被保険者数、世帯数とも大きく落ち込んでいる状況であります。

一人当たりの保険料であります。20 年度は前年に比べ大き

く上がっておりますが、これは、75歳以上が抜けたことによる影響と思われまます。全道主要都市10市における1人当たり保険料では安い順で両年度とも5位となっております。

次に4ページをお開きください。

被保険者数・世帯数については、20年度に後期高齢者医療制度の創設によりまして、旧老人保健の人が抜け、更に退職者医療制度の見直しが行われ、年齢が60歳から64歳までの方に限定されたことにより、劇的に変化したところであります。

22年度の見込みであります。人口が減っても増加傾向にあった、被保険者、世帯数ともに75歳に到達することで、自動的に抜けていく仕組みになったことで、減少傾向になっています。世帯数では、27,466世帯で21年度対比で155世帯、0.56%の減、被保険者の合計では、46,136人で、21年度対比で239人、0.52%の減と見込んでおります。

5ページの医療費についてであります。この表は、19年度までは老人保健会計の国保被保険者を含めた対象者別療養諸費でいわゆる10割分の費用額です。(窓口負担3割+保険者負担7割=10割)

平成20年度からは、後期高齢者移行分が除かれ、退職者から一般への前期高齢者移行分が大きく変化しております。

22年度の医療費は、総額で前年度対比4.76%増の145億9,600万円を見込んでおります。表の下段の一人当たりで見ますと、5.31%増の31万6,375円を見込みました。

6ページをお開きください。

次に、今回の保険料の設定の考え方についてご説明いたします。

医療保険分の試算ですが、この表は、医療保険分の保険料算定に係る費用と収入のうち、保険料収入と一般会計繰入金のみを表した表で、収支均衡を図るために、一般会計繰入金をいくらにすれば、保険料収入はどうかを表したものです。

つまり、この表には記載しておりませんが、医療保険分の歳出は、療養給付費100億4,000万円、高額療養費11億1,000万円など総額138億4,000万円の経費がかかります。またこの財源として、国庫支出金37億円、道支出金7億1,000万円、前期高齢者交付金30億1,000万円など、一般会計繰入金と現年度分保険料を除く額が合計101億3,000万円あり、収入と支出の差、37億1,000万円を繰入金と保険料でどのように埋めるかを試算しているものです。

表の見方ですが、一番上に平成 21 年度の予算における繰入金と保険料収入を記載しています。21 年度は保険料を据え置きましたので、保険料アップ率は 0%になっています。一般会計繰入金では、一般会計繰入金の一番左側にある保険料軽減繰入分 5,910 万 1 千円を入れ、更に単独減免分に 3,000 万円、特定検診の事務費として 1,912 万円、その他法定繰入分 8 億 266 万 8 千円、合計 9 億 1,088 万 9 千円を繰り入れ、据え置いたままの保険料収入、24 億 3,466 万 8 千円で収支を図ることができたということです。

次に 22 年度でございますが、一般会計繰入金と保険料収入で埋めなければならない額が 37 億 1,200 万円ございます。表の一番下のアップ率 0.0%の場合は、保険料収入は 24 億 5,210 万 3 千円となり、一人当たりの調定額では 6 万 4,692 円となります。

保険料を充てた残りは一般会計繰入金の合計欄にあるとおり、12 億 6,007 万 6 千円を繰入れなければならず、一定のルールで額が決まる繰入金である単独減免、特定健診事務費分、法定繰入分を除くと、保険料を据え置くためには、左側の保険料軽減繰入分の欄にあるとおり、3 億 3,207 万円の繰入が必要となるものです。

下から 2 番目の 2.0%アップについては、2%保険料を上げると、保険料収入が 4,964 万 8 千円増えて 25 億 175 万 1 千円となりますので、その分軽減繰入金が減り、2 億 7,356 万 7 千円となるという表です。

その1つ上が 4%保険料を上げた場合で、軽減分の繰入れは 2 億 1,542 万 1 千円となります。

22 年度の一番上の行が、保険料の軽減繰入分を入れなかった場合、どのくらい保険料を改定しなければならないかを示したものです。ルールで決まる繰入金は 9 億 7,851 万 3 千円ですので、保険料を 27 億 3,506 万 7 千円にする必要があり、アップ率は 11.4%となり、一人当たり調定額では、据え置きと比べると 7,375 円増の 7 万 2,067 円となることを表しております。

なお、22 年度の保険料収入には、先ほどの賦課限度額の改定分保険料が含まれたものとなっております。一般会計繰入金の中ほどの列に「赤字解消分」という列があり、1 億 5,527 万 4 千円という額が入っておりますが、これは平成 20 年度までに発生している累積赤字の解消のために一般会計から支援してもらうものです。

なお、下の表に賦課限度額の推移を帯広市の限度額と法定限度額の対比で掲載しております。

次に7ページ後期高齢者支援金分保険料について、ご説明します。

表の見方は、医療保険分と同じであります。

この表には記載しておりませんが、歳出は、後期高齢者支援金等18億8,700万円で、歳入は国庫支出金、道支出金など、繰入金と現年分保険料収入を除くと10億2,200万円ほどあり、収入と支出の差8億6,500万円を、繰入金と保険料で措置する必要があります。

ここでも、一番下の行、アップ率0.0%の場合は、保険料軽減繰入金で4,020万円が必要で、全く繰入金が無い場合は5%の値上げが必要だということになります。

次に8ページ介護納付金分保険料についてご説明します。これも同様の作りとなっております。

表には記載しておりませんが、歳出の介護納付金等が8億3,900万円あり、その財源として国庫支出金、道支出金など、繰入金と現年分保険料収入を除くと4億2,000万円ほどあり、収入と支出の差4億1,900万円を、繰入金と保険料で措置する必要があります。

ここでも、一番下の行、アップ率0.0%の場合は、保険料軽減繰入金6,959万6千円が必要で、保険料軽減繰出分が無い場合は、22年度の1番上の行にありますとおり、40歳から64歳までの被保険者からの保険料で賄うとすると据え置いた場合と比べ20.5%の値上げが必要となります。

国保の保険料は、平成16年度に値上げして以来、本年度まで5年連続でアップ率を抑え、被保険者の負担軽減を図って来ております。しかし、アップ率を0に抑えるためには、6ページの医療保険分で、3億3,207万円、7ページの後期高齢者支援分で4,020万円、8ページの介護納付金分で6,959万6千円、合計4億4,186万6千円の保険料軽減繰入金の一般会計からの支援が必要になります。また、22年度は更に、累積赤字の解消のため1億5,527万4千円の繰入を予定しておりまして、これを加えますと、5億9,714万円の繰入が必要で、昨年度の繰り入れは1億4,754万6千円ですので、4億4,959万4千円の増加となります。

ご承知のとおり、支援する方の一般会計も非常に厳しい財政状況にありますので、4億5千万の増加をそのまま受け入れてもらえる状況にはありません。

我々国保の運営を任されているものにとっては、少しでも被保険者の負担の軽減に繋がるようにと考えておりますが、本日の運営協議会のご審議の結果を踏まえ、明日に予定されております市長査定の中で明年度の保険料の在り方を含め決定され、3月議会に提案されるものです。

以上簡略ですが説明とさせていただきます。

会長 新しい委員もいらっしゃるので、事務局から説明があった「目で見える国保会計」の中で、一人当たり調定額との言葉があったがどのような意味なのか説明をお願いしたい。

事務局 国保の場合、支出を決める中で予算編成されますが、一般会計から入る額、国、道からの収入に見合っ入る額以外は保険料を集めることになり、平等割、均等割、所得割のそれぞれの賦課で決めることとなります。この際、それぞれの賦課に基づき決まった一人当りにかけさせてもらう保険料を意味しております。

会長 了解しました。

委員 2 ページに国保財政健全化のため、累積赤字解消に取り組みを行いますとありますが、どのようなことを行うのか。

事務局 平成 20 年度末で累積赤字が約 2.4 億円あり、今年度収支もよくなり、膨らんでしまい更に赤字が増えることが懸念されております。明日の市長判断となりますが、平成 20 年度末赤字を解消すべく、一般会計から赤字額の 3 分の 2 相当を支援してもらい、残り 3 分の 1 相当は保険料で対応する考えです。

委員 平成 21 年度の収納率ですが、平成 21 年度 1 月末で前年比より 1.4%増との説明があったが、今後どのように整理していくのか。

事務局 収納率については 2 ページのグラフのとおり、平成 20 年度は全国的に異常に低い傾向にあります。弱者が多く、無理やり収納率を上げる方向にはいきませんが、体制強化を図り平成 22 年度も収納対策に取り組んでいます。

事務局

収納対策について説明します。

未納者への収納対策につきましては、督促、催告、短期被保険者証及び資格証明書の発行、財産差押などにより行っております。今年度の新たな取り組みとして、納付書付の督促状の導入、預貯金及び給与調査の充実、機関期間が3ヶ月の短期被保険者証の導入、納付誓約の履行確認の徹底を図っており、納付書付きの督促状の導入により、督促状送付者の1割がこの納付書を利用しております。督促状が送付されてから20日以内に納付された件数を昨年と比較しますと5%ほど納付率が向上しております。これは、納付書を探したり、再発行を受けるなどの手間を掛けずに納付できる利便性の現れと思っております。

また、預貯金や給与の調査に関しては、事務処理を効率化して多くの調査が可能となっております。調査件数ですが、預貯金調査件数は今年度1月末で、958件で昨年度の2.9倍、給与調査では104件で昨年度の7.4倍の調査を行っております。差押の執行につきましても、預貯金の差押ですでに換価収納された件数が57件で収納額は約880万円で、金額では昨年度の2倍以上となっております。また、今年度から、給与の差押を行っており、3件約50万円が納入されています。差押を行うことにより、いきなり全額納付されたケースや、初めて納付相談に応じていただけたケースなど、大きな効果が出ています。

今後はこれらの取り組みに加え、「納期限内に納付する」という納付意識を広める取り組みや、国保加入手続きに併せ、口座振替の利用を促進、滞納が発生した場合、早い時期に文書催告のほか電話や臨戸訪問による催告を実施していきます。更に、財産調査を徹底する、預貯金調査に加え、生命保険の調査を開始する。この中で、財産調査に基づいた納付相談と完納に向けた納付計画書の作成を行っていきます。

また、滞納処分は納付誓約が守られない、差押予告を行ってもなお納付につながらない、資力がありながら小額の分割を続けているなど滞納の縮減につながらない滞納のある方に関しては、滞納処分の執行を行っていきたいと考えております。

こうした総合的な取り組みにより「未納が続くと滞納処分がある」ということの認識が広がり、収納率の向上につながるものと考えております。

会長

今、説明がありましたとおり、収納対策については積極的に

取り組んでおります。この取り組みを今後も継続されたい。

- 委員 75 歳以上の方が抜けたことにより収納率が下がりましたが、積極的に収納対策に取り組んでおり、さらに努力してほしい。
- 会長 滞納処分を執行している国保課の体制は。
- 事務局 滞納処分を執行しているのは保険料係で、徴収に関わる人数は平成 21 年度では徴収職員 10 名、再任用職員 2 名、徴収嘱託員が 19 名となっており、前年比で 2 名増となっております。
- 会長 滞納処分の差押は担当職員が全員できる対応となっているのか。
- 事務局 徴収体制としまして、市内を担当毎に区分し 8 名の職員で対応しており、滞納処分を専属に行う職員 2 名を配置し、滞納処分を執り行っております。平成 20 年度は制度改正に伴い窓口が混み合い、滞納処分の体制が取れなかった反省を含め、専属の対応としていることで、差押・財産調査の件数も増えております。
- 委員 国保の実態についてお聞きした。平成 22 年度保険料率のアップ率を 0 に抑えるためには、約 4.4 億円の一般会計からの支援が必要であるとのことですが、国保加入者の大多数が低所得者で占めており、保険者として社会的に弱い立場の者の健康と命をどう守っていくかの視点が必要であり、保険料を今、上げることは経済状況から厳しいのでないのか。個人的意見であるが、大型建物、道路などに回す資金があるのなら、一般会計からの繰入金で現状維持を図るべきでないのか。一般会計の繰入を強く求めて行きたい。
- 事務局 平成 21 年度の決算見込みであります。医療費の増嵩から不足が見込まれ、3 月議会で 4.4 億円の補正を予定しております。補正の財源についてはルールがありまして、医療費の半分は療養給付費等負担金、国及び道の財政調整交付金で残りは保険料で負担とされております。保険料については今年度追加して賦課できないので、赤字の要因となることから、赤字の状況は間違いないと懸念しております。

会長 他にありませんか。無いようですので、事務局からその他についてお願いします。

事務局 報告があります。平成 22 年度第 1 回国民健康保険運営協議会の日程ですが、平成 22 年 5 月 28 日（金）10 階第 6 会議室で予定しております。議題は平成 22 年度国保料率であります。

会長 特に質問がなければ、本日の会議はこれをもちまして終了させていただきますが、国保保険料のアップを 5 年間据え置いてきましたが、平成 22 年度については医療費の増嵩などからアップせざるを得ない状況であります。アップを圧縮するよう慎重かつ適正に取り組んでほしい。また、収納率向上について適正に取り組んでほしいことを要望しておきます。長時間にわたり、熱心なご討論に参加いただきありがとうございました。